

令和4年度 第205回佐用町農業委員会会議録

令和4年6月20日、午後1時30分 佐用町役場本館3階にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明	5番 安本 隆己	6番 福田 範康
7番 竹内 辰巳	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷 隆志	12番 花井 義信
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名は次のとおりです。

農地利用最適化推進委員 吉田 将光・藤本 浩・横山 隆夫・蔭山 哲博・
高本 耕作・藤田 修・淡路 剛・柿本 美満夫・谷口 茂博
事務局長 井土 達也、書記 押田 晃英・波戸 雄太

4. 会議案件は次のとおりです。

- (1) 会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第3号 非農地証明書の交付申請について
- (6) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

5. 会議の顛末は次のとおりです。

事務局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきますが、開会に先立ちまして、前会長の腰前正好氏が6月6日にご逝去されましたので、この場黙祷を捧げたいと思います。ご賛同の方はご起立お願いいたします。それでは職務代理からお願いします。

山本職務代理 それでは、黙祷

(一同 黙祷)

事務局 ご着席ください。ありがとうございます。本日の進行ですが、山本職務代理に

お願いしたいと思います。それでは、あいさつからお願いいたします。

議長（山本職務代理）皆様こんにちは。農繁期で大変お忙しいなかご苦労様です。さきほど事務局長から言われたとおり、腰前前会長が亡くなりました。私も6月9日に葬儀に参列いたしました。私と腰前会長は10年以上のお付き合いになります。農会長会、役員会、佐用町水土里会、JA役員会、そして農業委員会。その全ての役において私の何歩も先を歩かれていました。これまでは、気楽にその後を歩いているだけでよかったのですが、これからはそうはいかなくなります。本当に腰前さんはいろいろと大役をされていました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。これからは残されたメンバーで後の任期をまっとうしなければなりません。会長亡き後、皆様にはご尽力、ご協力をお願いいたします。

新たな会長、職務代理の決定については、次回定例会で正式に議案として提案させていただきます。会長が決まるまでの間、会長の職務を代理し、務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、委員に欠員が生じた場合の補充は、定数の3分の1を下回った場合には行わなければならないとされております。そこで、今回は補充を行わず、古川委員に徳久地区を担当いただくことを提案しますがいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、今回は補充を行わず、古川委員に徳久地区を担当いただくということでよろしくお願いいたします。

それではただいまから、佐用町農業委員会第205回6月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員はございません。したがってただいまの出席委員は12名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第12条第1項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。8番の間嶋委員と9番の松岡委員をお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。事務局より説明願います。

事務局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年6月20日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者 山本孝行」

（報告第1号、議案書をもとに朗読）

議長 ただいま事務局より報告がありましたこの案件につきまして、何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは報告第1号の案件につきましては承認されました。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説

明願います。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年6月20日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者 山本孝行」4件の申請がありました。

(議案第1号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番の案件につきまして、蔭山委員より説明願います。

3番(蔭山委員) 議席番号3番の蔭山です。議案第1号1番の案件について説明いたします。

資料は1ページからになります。現地確認について6月14日10時より、事務局の押田さん、波戸さん、■■■■登記事務所の■■■■さんと3人で行いました。申請場所は資料にありますように、国道179号線実栗の信号から県道下庄佐用線を北に800mぐらいにある上長尾公民館と県道を挟んだ西側100mぐらいのところにあります。譲渡人の■■■■さんは高齢で■■■■に在中ですが、自宅から離れた農地の管理に苦慮していて、長尾地区の方に相談していたところ、譲受人の■■■■さんもこの農地が自分の敷地及び農地に近く、また経営農地を拡大したく適地を探していて、話し合いの結果合意に至ったので今回の申請となりました。譲受人の■■■■さんは5号の下限面積についても問題ありません、その他法第3条2項各号にはいずれも該当しません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、2番の案件につきまして、大谷委員より説明願います。

4番(大谷委員) 議席番号4番の大谷です。議案第1号2番の案件について説明いたします。

資料は5ページから8ページになります。現地確認は、6月13日13時30分より、事務局の押田さん波戸さん、代理人の■■■■行政書士の■■■■さん、農業委員大谷の計4名で行いました。申請地の所在は佐用町口長谷です。申請地位置図のとおり、県道中三河・佐用線、旧長谷小学校斜め前、長谷川の対岸側の山裾になります。申請地は口長谷1165番、登記は田、現況も田、1,200㎡です。農用地内の長方形の耕作しやすいと思われる圃場でした。申請の経緯ですが、譲渡人の■■■■さんは、佐用町■■■■に在住で高齢の女性です。申請地の管理はもう不可能ということで譲受人の■■■■さんに相談の結果、経営の規模拡大をしたいと話がまとまりました。無償の譲渡になります。3条許可基準に関する事項ですが、まず1号の全部効率化要件についてはすべての農地を耕作しているため問題ありません。また、2号は個人であるため問題ありません。3号については信託でないため問題あ

りません。4号の農作業常時要件については本人は年間100日従事、奥様は年間80日従事で問題ありません。5号の下限面積については、取得後の面積が3,722㎡となるため問題ありません。6号についても、登記簿のとおり問題ありません。7号の地域調和要件ですが、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業にも参加し、周辺農家とも協力して用水路等の管理に努めます。また、地域の営農が円滑に進むよう協力しますと一筆いただいています。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 審議に入ります。2番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
全員 はい。

議長 それでは2番の案件につきましては承認されました。続いて、3番の案件につきまして、3番の案件につきまして、担当委員が私ですので、議事進行を委員番号の最も若い蔭山委員にお願いしたいと思います。

蔭山委員 失礼します。それでは、議事を進行します。3番の案件につきまして、山本委員より説明を願います。

2番（山本委員）議席番号2番の山本です。議案第1号3番の案件について説明いたします。資料は9ページ13ページです。現地確認は、6月10日14時30分より、事務局の2名と■■■事務所から2名と私の5名で行いました。申請地は県道124号宮原力万線を旧幕山小学校から2.5kmほど北に行った桜山集落になります。集落の一番手前になります。申請地の■■■と■■■は昨年11月の第198回農業委員会にて別段面積の承認を受けました農地です。このたび空き家バンクに登録して、農業をしたいとのことで申請に至りました。申請人の■■■さんは現在、■■■市に住まわれています。■■■で酒米を作り販売しています。桜山が気に入られ、こちらに移住する予定です。この案件が承認され次第、住民票を移されます。■■■歳の若さです。桜山自治会長ともお会いされ、傾斜地ののり面草刈りの指導を受けられました。自治会のお付き合いもしますと言われていています。農地には綿花を植え、販売を計画されています。次年度から酒米も作る予定で土地も確保しています。農機具はトラクター、草刈り機があり、営農計画書を提出しています。土地取得のための金額は、ただ同然ですので問題ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしく願います。

蔭山委員 審議に入ります。3番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

蔭山委員 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
全員 はい。

蔭山委員 それでは3番の案件につきましては承認されました。

次の案件からは、職務代理に議事進行をお願いしたいと思います。

議長 それでは、議事を進行します。4番の案件につきまして、間嶋委員より説明願います。

8番（間嶋委員）議席番号8番の間嶋です。議案第1号4番の案件について説明いたします。

資料は14ページからになります。現地確認については、6月10日13時30分より、農業委員会事務局の波戸さん、押田さん、[]と行いました。申請場所は資料にありますように、榎田集落の石井井ノ谷に位置しております。譲渡人の[]さんは遠方[]に住んでおられ、管理をすることができないことから、このたび[]へ農地を手放したいと相談されたところ、譲受人の[]さん譲受け、引き続き水田として管理したいとのことで話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人の[]さんは、1号の全部効率化要件については全ての農地を耕作しているため問題ありません。また、2号は個人であるため問題ありません。3号については信託でないため問題ありません。4号の農作業常時要件については年間150日従事していますので問題ありません。5号の下限面積については、取得後の面積が13037㎡となるため問題ありません。6号についても、登記簿のとおり問題ありません。また、7号の地域調和要件についても、地元の農業の維持発展への話し合いに参加も見込まれますので問題ありません。以上、第3条第2項の各号にはいずれも該当ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 審議に入ります。4番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

福田委員 6番の福田です。榎田は人・農地プランの中で認定農家の指定があるなかで、[]さんが所有されるとのことですが、地域内で農業を営んでいる方と話し合いがなされているのでしょうか。

間嶋委員 申請地は[]が耕作されていますが、地主の方がどうしても手放したいとのことで、いったん[]との契約を解除をしますが、一定期間が経過した後は、[]に再び耕作していただきたいとのことで、そのことは地域の自治会長、農会長承諾のうえでの話となっています。

福田委員 わかりました。人・農地プランで選任を受けている担い手に預けている地域にあたっては、個人で取得された農地であったも十分に近隣、担い手との話し合いが必要です。聞きましたら、引き続き、現状の耕作者の方へ預けられそうだとのこと、申請地が十分管理されるという確認がとれました。ありがとうございました。

議長 そのほかご意見等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは4番の案件につきましては承認されました。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年6月20日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者 山本孝行」1件の申請がありました。(議案第2号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番の案件につきましては、大谷委員より説明願います。

4番(大谷委員) 議席番号4番の大谷です。議案第2号1番の案件について説明いたします。

資料は19ページから34ページになります。現地確認については、6月13日14時から、事務局の押田さん、波戸さん、申請者の■■■■■にある株式会社■■■■■
■■■■■ほか2名、私大谷の計6名で行いました。申請地の所在は佐用町平福北新町で、申請書位置図のとおり国道373号線を平福道の駅から500mほど北上した東側になります。申請の経緯について説明します。申請人の■■■■■さんは■■■■■市在住で高齢です。何年にも渡って耕作しておらず、また、管理をする人もなくなって、申請地は耕作放棄地となっています。譲受人の株式会社■■■■■さんは全国的に太陽光発電事業を展開している会社で、事業拡大のため、発電に適した土地を探していたところ、申請地が最適であり、譲渡人と合意ができたため今回の申請となりました。では、申請書に記載されている順に説明します。権利の種類、所有権は移転します。申請の当事者は、譲渡人は■■■■■さん、譲受人は株式会社■■■■■さん。申請地は佐用町平福567番1は登記が畑、現況は不耕作地、82㎡。567番2は登記が田、現況は不耕作地、380㎡。あわせて462㎡です。権利設定、移転の当事者別の理由は、申請の経緯で申し上げたとおりでございます。権利設定又は移転する契約の内容は許可あり次第すぐです。転用の時期、目的に係る事業、施設の概要は、計画としては7月15日に着手し30日間ほどで完成。太陽光発電設備として永久的に使用します。転用の目的に係る資金計画は事業に係る見積書を頂戴し、確認しました。資力、信用についても金融機関の残高証明により確認しました。計画の工程、及び内容からも事業の目的が果たされるものと思います。8番転用することによる付近への影響は、台風の強風による飛散が一番心配ですが、基礎はスクレイドライバー工法で引抜強度の試験もするとのことでした。また、外周はフェンスを設置し、防草、除草の対策もするそうです。その他参考となる事項ですが、転用完了後3年間は、転用目的の変更や転売はしない確約書もいただいています。隣接者及び自治会長、水利代表者様からの同意書を得ていることから問題ないと思われまます。以上を踏まえまして本案件につきましては許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 審議に入ります。1番の案件について何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。次に、議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について、非農地証明の交付申請があったので審議を求める。令和 4 年 6 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者 山本孝行」2 件の申請がありました。

(議案第 3 号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、担当委員の間嶋委員より説明願います。

8 番(間嶋委員) 議席番号 8 番の間嶋です。議案第 3 号 1 番の案件について説明いたします。

資料は 35 ページからになります。現地確認については、6 月 10 日 14 時より、事務局の波戸さん、押田さん、■■■事務所の■■■さん、■■■さんで行いました。申請場所は、資料にありますように久崎集落の笹が丘橋の西側に位置しています。申請場所は、昭和 45 年ごろから申請人の亡き父が墓地として最近まで使用されておりましたが、申請人は■■■市在住で、佐用町へは戻られる予定がないことから昨年墓じまいをされ、その際に登記簿を調査されたところ、農地であることがわかり、本申請に至っております。現況ですが、久崎字■■■■■■■■■■は、昨年墓じまいをされ、現在は雑種地となっています。この件については、自治会長の証明書、隣接地所有者の同意書、申請者からの始末書も添付されています。さきほどのことは、非農地証明の審査基準、3 (2) 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また、自治会長の同意も得られておりますので問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしく願います。

議 長 審議に入ります。1 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。次に、2 番の案件につきまして、担当委員の松岡委員から説明願います。

9 番(間嶋委員) 議席番号 9 番の松岡です。議案第 3 号 2 番の案件について説明いたします。

資料は 42 ページからになります。現地確認については、6 月 10 日 10 時より、■■■事務所の■■■さん、事務局の押田さん、波戸さんの 4 名で行いました。申請場所は、資料にありますように安川集落の南、■■■■■■■■■■の駐車場の横になります。申請人は、本土地に昭和 63 年に深く考慮せず先祖代々の墓を建立し、令和 4 年 3 月まで墓地として使用して行っていました。今回、墓じまいを行ったのですが農地

への復元は不可能な状態であり今回の申請に至りました。現況は、墓石は撤去されていますが、碎石に覆われ、施設に取り囲まれたような状態となっております。なお、農地の使用については申請者の始末書も添付されています。本件は、非農地証明の審査基準 3 (2) 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、及び審査基準 4 (1) 20 年以上経過し非農地として判断して特段の影響がない場合に当てはまります。また、自治会長、水利代表、隣接土地所有者の同意も得られており問題ないと思います。その他に関する事項は特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 審議に入ります。2 番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 6 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長職務代理者 山本孝行」
(議案第 5 号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質疑ございませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは議案第 5 号については原案通り決定されました。
それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。
(午後 2 時 15 分 閉会)

令和 4 年 6 月 20 日

議 長 _____ ㊟

8 番 _____ ㊟

9 番 _____ ㊟